広島県後期高齢者医療広域連合プロポーザル選定委員会設置条例

平成３０年２月１４日

条例第３号

（設置）

第１条　広島県後期高齢者医療広域連合が発注する高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務（以下「業務」という。）の契約に当たり、企画又は技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に実施するため、広島県後期高齢者医療広域連合プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、広域連合長の求めに応じ、プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査し、及び審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、専門知識その他の契約の相手方の選定に必要な識見を有する者から、広域連合長が委嘱し、又は任命する。

３　委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条の広域連合長の求めに係る調査、審議が終了するまでの期間とする。

（意見の聴取等）

第４条　委員会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第５条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。